



■ 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等
給料	市長 727,200 円 (909,000 円)
	副市長 592,000 円 (740,000 円)
	教育長 524,000 円 (655,000 円)
報酬	議長 345,865 円 (460,000 円)
	副議長 302,256 円 (402,000 円)
	議員 278,196 円 (370,000 円)
期末手当	市長
	副市長
	教育長
	議長
	副議長
	議員
退職手当	市長
	副市長
	教育長
	議員

※()内は、給与等の減額措置を行う前の額です。

※退職手当は任期ごとに支給されます。

■ 職員の初任給の状況

区分	一般行政職	技能労務職
大学卒	175,224 円	—
高校卒	141,610 円	137,298 円

※上記の額は減額措置後のものです。

■ 期末手当・勤勉手当（平成 21 年度）

1 人あたり 平均支給額	支給割合	
	期末手当	勤勉手当
1,527 千円	2.75 月分 (1.5 月分)	1.4 月分 (0.7 月分)
【加算措置の状況】 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ◆役職加算 5～20%		

※()内は、再任用職員に係る支給割合です。

※平均支給額は減額措置後のものです。(普通会計決算)

■ 退職手当

支給率	自己都合	勤奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
【その他の加算措置】 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) ◆1 人あたり平均支給額 自己都合:6,823千円 勤奨・定年:25,521千円		

※退職手当の 1 人あたり平均支給額は、平成 21 年度に退職した職員に支給された平均額です。

■ その他の手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

手当	内容および支給単価
扶養手当	配偶者 13,000 円
	配偶者以外の扶養親族 6,500 円
通勤手当	職員に配偶者がいない場合、扶養親族のうち 1 人 11,000 円
	特定期間における加算 5,000 円
住居手当	【交通機関利用】 運賃相当額に応じて支給。最高限度額 55,000 円 (月額) 【自動車等使用】 通勤距離が片道 2km 以上から距離に応じて支給され、最高限度額は通勤距離が片道 30km 以上の場合で 21,500 円
	【職員が自ら居住する借家・借間】 家賃等の月額が 22,000 円以下の場合、家賃等の月額から 11,000 円を控除した額 家賃等の月額が 22,000 円超の場合、家賃等の月額から 22,000 円を控除した額の 1/2 を 11,000 円に加算した額 (最高限度額 27,000 円) 【自宅】 新築または購入の日から 5 年まで 2,500 円
管理職手当	【支給内容】 課長級、次長級、部長級に在職する職員の平均給料月額 8～10%を支給 ※平成 18 年 4 月 1 日から当分の間、半額の支給としています。
時間外勤務手当	【支給内容】 正規の勤務時間を超えて勤務した職員に対し、勤務 1 時間につき、給料の時間単価の 25%増の額を支給
休日勤務手当	【支給内容】 祝日法による休日等または年末年始の休日等に、正規の勤務時間として勤務した職員に対し、勤務 1 時間につき、給料の時間単価の 35%増の額を支給 (年末年始の休日は 50%増)
夜間勤務手当	【支給内容】 正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し、勤務 1 時間につき、給料の時間単価の 25%を支給
宿日直手当	【支給内容】 宿日直勤務をした職員に対し、勤務 1 回につき、勤務の内容、時間に応じ 4,200～21,000 円を支給
管理職員特別勤務手当	【支給内容】 管理職手当の支給を受ける職員が、臨時または緊急の必要により週休日等に勤務した場合、勤務 1 回につき 4,000～6,000 円を支給 (6 時間を超える勤務にあつては、150/100 を乗じた額) ※平成 18 年 4 月 1 日から支給を休止しています。